

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2025000173
- 2 契 約 名 大型カラー印刷機保守点検業務委託
- 3 履 行 場 所 大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号）
- 4 履 行 期 限 令和7年6月1日から令和10年3月31日まで
- 5 別 添 書 類
 - （1）仕様書
 - （2）参考明細書
- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

仕様書

1 件名

大型カラー印刷機保守点検業務委託

2 履行期間

令和7年6月1日から令和10年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

3 履行場所

大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号）

4 保守対象機器

- (1) 理想科学工業株式会社製大型カラー印刷機【GL9730】:1台
- (2) マルチフィニッシャーM:1台
- (3) マルチフィニッシャー紙折ユニット:1台
- (4) マルチフィニッシャーパンチユニット:1台

5 業務内容

- (1) 年1回以上の定期点検を実施すること。
- (2) 機器の障害発生時に、履行場所において修理、調整及び部品交換等が行えるよう体制を整備し対応すること。
- (3) 保守点検時間は、原則平日（大崎市の休日を定める条例（平成18年大崎市条例第2号）に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までとし、状況に応じて電話対応や保守要員を派遣すること。
- (4) 保守料金は交換部品費及び作業費を全て含むこととする。

6 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
 - (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
- なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力

及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

7 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するので、以下の点に留意すること。

- （1） 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、既契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- （2） 発注者は、前項の規定によりこの契約を変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

8 その他

- （1） 定期点検を実施する場合は、事前に作業日程を発注者側と協議すること。
- （2） 受注者は、機器の移動及び移動に伴う設定作業について、発注者の指示に従い対応すること。
- （3） 受注者は、業務が完了したときは、給付完了通知書等により、速やかにその旨を担当課に通知するとともに、発注者の検査を受けること。なお、通知の際に作業報告書及び作業の前後及び作業中の状況が確認できる写真を添付すること。
- （4） 本委託料は受注者からの請求により支払うこととする。発注者は受注者からの適法な支払請求を受けた日から30日以内に請求金額を受注者に支払うものとする。
- （5） 本仕様書に定めのない事項は、双方別途協議の上決定する。

大型カラー印刷機保守点検業務委託 参考明細書

番号	保守対象物品	数量	単位	月額	期間合計 (46か月)	備考
1	大型カラー印刷機 【GL9730】	1	台			
2	マルチフィニッシャーM	1	台			
3	マルチフィニッシャー 紙折ユニット	1	台			
4	マルチフィニッシャー パンチユニット	1	台			
積算書採用見積書金額計						
積算額に係る消費税						税率10%
積算額（税込）						